



つなぐちゃんベクトル

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会社内誌 臨時増刊 87号 2010.6.25 発行 社会政策研究所

=====

日本障害フォーラム（JDF）から「地域主権改革と障害者施策に関する要望書」を提出
JDFでは、昨年(平成21年)11月に設置された地域主権戦略会議が公開している工程等に地域の障害者関連施策の義務規定や当事者参加等の規定までもが、一律に自治体の裁量に委ねられるようになることが見受けられることから、ことによって障害者施策における地域間格差がさらに拡がり、これまで実現をみた成果が大きく後退してしまうのではとの危惧から、6月21日、内閣に対して「要望書」を提出しました。なお、同要望書は、前内閣に対しても提出しています。

内閣総理大臣	菅 直人 様
内閣官房長官	仙石 由人 様
内閣府特命担当大臣（地域主権推進）	原口 一博 様
内閣府特命担当大臣（障害者施策）	荒井 聡 様

日本障害フォーラム（JDF）代表 小川 榮一
事務局(日本障害者リハビリテーション協会内)

地域主権改革と障害者施策に関する要望書

平素より障害者の権利の向上並びに福祉の充実へのご尽力に対し、心から敬意を表します。

障がい者制度改革推進本部に置かれた障がい者制度改革推進会議（以下、「推進会議」）においては、各種法制度に関する議論が活発に進められ、当事者参加の下に新たな政策策定がなされるものと、多くの障害者ならびに関係者が、強い関心をもってその推移を見守っているところです。

さて、昨年11月に設置された「地域主権戦略会議」においては、地域主権の確立に向けた法案提出を含むさまざまな工程が進められているとお聞きしています。

私どもは、「地域のことは地域に住む住民が決める『地域主権』への転換」という方向性に異議を唱えるものではありません。しかしながら、公開されている工程等からは、地域における障害者関連施策の義務規定や当事者参加等の規定までもが、一律に自治体の裁量に委ねられることになるよう見受けられます。現時点では、このことにより障害者施策の地域間格差がさらに増大し、これまでの障害者運動により実現してきたさまざまな成果が大きく後退してしまうのではとの危惧を抱かざるを得ません。

また、現在推進会議で議論している制度改革も、この地域主権改革の動向により大きく影響を受けるのではないかと懸念も生じています。これまでの推進会議でも、度々、「障害者の地域生活や人権はどう担保されるのか」「障害者制度改革の中で示す方向との整合性はどうなるのか」との指摘がされてきました。

つきましては、地域主権改革と障害者施策に関して、次のことを要望いたします。

記

1. 「地域主権改革」の主管官庁及び関係省庁からの意見聴取の実施をお願いしたい。

現在議論が行われている「地域主権改革」は、障害者の社会生活・日常生活さまざまな分野に直結する問題となる。政府内でどのような議論が行われているのか、主管官庁、関係省庁から、現時点での議論の内容や今後の見通し等について、意見を聞かせていただく機会を設けていただきたい。

2. 障害者施策に関わることについて、国会の場で、当事者・関係者が意見を十分に述べる機会を設けていただきたい。

当事者抜きに政策を決めてはならないと考える。「私たち抜きに私たちのことを決めてはならない」という言葉が、障害者権利条約の交渉過程において、世界中の障害者に言われてきた。また、障害当事者等が過半数を占める障害者制度推進会議の設置もなされてきた。こうした動きをふまえて、当事者が意見を述べるための機会を設けていただきたい。特に国権の最高機関たる国会での障害当事者の参考人質疑の実施を強く求める。

3. 「障がい者制度改革推進会議」との連携をお願いしたい。

新政権における公約の一つとして設置された「障がい者制度改革推進本部」は障害者施策全般に亘っての施策決定の権限を持った機関と理解される。このことを法定する「障害者制度改革推進法案(仮称)」の早期制定が焦眉の課題であるが、同本部の下に置かれた「障がい者制度改革推進会議」において、6月7日付けで「障害者制度改革の推進のための基本的な方向(第一次意見)」が出されていることから、「地域主権改革」によってその議論の枠組みを制約することのないようにすることを強く求める。

4. 「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」について、内容をさらに精査し、障害者の人権・尊厳を確保するものとしていただきたい。

障害者自立支援法の改正において、人権に直結する運営基準は「従うべき基準」、その他の運営基準は「参酌基準」となっている。「参酌基準」の中には「居室定員4人以下」など、明らかに人権に直結する項目も含まれており、劣悪処遇への後退が懸念される。人権尊重の観点から、これを担保する仕組みが必要である。障害者施設における人員配置、居室面積、居室定員などについて実態把握のための調査が必要であり、実施を求める。

5. 今後の義務づけ・枠づけの見直しについて、慎重な検討をお願いしたい。

「計画等の策定及び手続き」について、「廃止又は条例委任」の考え方が示されているが、ここでも、計画の策定状況、内容、策定への当事者参画、進捗状況、財源確保などを検証する必要があり、安易な廃止又は条例委任がされてはならないと考える。

「障害者基本法」	都道府県・市町村障害者計画の策定
「障害者自立支援法」	市町村障害福祉計画の策定
「障害者雇用促進法」	公務部門における障害者の採用に関する計画の作成
「バリアフリー新法」	移動等円滑化基本構想の内容、高齢者・障害者等、 その他利害関係者の意見反映

6. ひも付き補助金の一括交付金化について、慎重な検討をお願いしたい。

「ひも付き補助金」とは何かを明らかにする必要がある。補助金の使途、金額の多寡、市民生活とのかかわりなど、精査する必要がある。一括交付金化によって、障害者施策の財源がこれ以上縮減されてはならない。むしろ、施設、病院からの地域移行を進めるために、全国的な基盤整備こそが求められている。また、障害者制度改革の立場から、地域生活中心のサービス・財政構造への転換を、国は率先して進めていかなければならない。生活者の目線に立った議論をお願いしたい。

「中央集権」対「地域主権」といった議論の進め方には違和感を覚える。「コンクリートから人へ」、「生活が第一」という政権理念に基づいて、人を、生活を見つめながら、あるべき「地方自治」についてともに議論していきたいとの思いを付言しておきたい。

以上
日本障害フォーラム(JDF) / 日本身体障害者団体連合会・日本盲人会連合・全日本ろうあ連盟・日本障害者協議会・DPI日本会議・全日本手をつなぐ育成会・全国脊髄損傷者連合会・全国精神保健福祉会連合会・全国社会福祉協議会・日本障害者リハビリテーション協会・全国「精神病」者集団・全国盲ろう者協会・全日本難聴者・中途失聴者団体連合会

社会保障審議会 介護保険部会（第 26 回）が開催される。～今後、9 月末までに 7 回の開催を予定。本格的な議論へ～ 経営協情報 第 8 号 22.6.23

6 月 21 日、厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会（第 26 回）が開催された。

当日は、主に慶應義塾大学大学院 田中 滋 教授ならびに、日本社会事業大学専門職大学院 藤井賢一郎 准教授より、本年 4 月にまとめられた「地域包括ケア研究会 報告書」に関する説明と質疑応答が行われた。

田中氏は、地域包括ケアシステムの実現にはニーズに応じた住宅提供が前提であるとした上で、国民の介護に対する不安感において 24 時間 365 日安心できる環境である施設が挙げられることへの理解は示しながらも、現状の問題意識として「重度者の在宅生活が支えきれしていない。一方で、施設に対する見かけ上の需要に応じてはならない。」と説明された。

加えて、報告書で記された「医療・看護・介護サービスは原則として外部の事業所から外付けで提供」との部分について訪問看護を例に挙げ、「ひとつひとつを施設に内包することはコストの上昇につながるため、地域単位で考えることがあってもよいのでは」との考えを示した。

質疑応答の最後には、「看取りには施設が必要であるし、終末から 3～4 年前までは施設が必要である」と考える。報告書の全体のトーンは『ケア付きコミュニティを創ろう』というものである。」と補足された。

藤井氏は、人を使い捨てにしている事業者と、人事・雇用管理を適切に行っている事業者の報酬が同じであることに異議を唱え、サービスの質の評価も含めて、雇用管理や組織経営について努力を重ねる事業者への評価がなされるべきだとの考えを示した。

審議会委員との質疑応答では、冒頭に本部会の山崎 泰彦 部会長（神奈川県立保健福祉大学教授）より、同報告書の本審議会における位置づけについて「一研究会の報告書であり、参考にはできる内容である。」との見解が示された。

参加の委員からは、本報告書では医療法人への開放が言及されていることに加え、規制制度改革の動きの中では株式会社等も含めた開放が検討されていることについて質問がなされ、田中氏からは「現実的には医療法人が隣接地に社会福祉法人による特養を設置している。医療と一体的にケアを提供することが良い部分もあり、そのような展開の中で悪い事例は聞かない。大きな問題が無い以上、医療法人が堂々と特養を設置すればよいのではないか。」と回答された。

なお、次回の開催は 7 月 26 日で、その後、9 月までに 7 回の開催が予定されている。

当日の全資料は、次の URL に掲載されているので参照されたい。

<http://www.wam.go.jp/wamappl/bb11GS20.nsf/vAdmPBigcategory10/9600EE3FD4BA9B2C4925774A001E71D9?OpenDocument>

医療・介護など社会保障財源が争点に - レポート 2010 年参院選

2010 年 06 月 23 日 キャリアブレイン

菅直人首相が「自民案の 10%を一つの参考にする」などと、消費税の引き上げに言及したことから、参院選の最大の争点は、持続可能な社会保障制度を裏付ける財源問題になった。民主党が提案した消費税に関する超党派の協議機関設置に対し、自民党は反発。選挙戦では、消費税引き上げ時期や軽減税率のほか、消費税の目的税化などで論戦が交わされる見通しだ。

■財源確保し、持続可能な社会保障制度を

民主党の参院選マニフェストは、菅政権の打ち出した「強い経済」「強い財政」「強い社会保障」を一体で実現するというスローガンを意識し、経済成長で財政再建を実現し、社会保障を充実させる好循環をつくることを訴えている。医療・介護分野の項目には、診療報酬について「引き上げに引き続き取り組む」と明記したが、その項目の大見出しには「財源を確保して、持続可能な社会保障制度を構築する」とも書き込んだ。

「自民案の 10%を一つの参考にする」 - 。菅首相が 17 日午後 5 時過ぎ、民主党のマニフェスト発表会での消費税への踏み込んだ発言は、大きな波紋を広げた。同党はマニフェストを作成する段階で、「次期衆院選後に消費税を含む税制抜本改革を実施する」との文言を盛り込むかどうかでもめた経緯がある。マニフェストに消費税率などを書き込まなかったものの、首相自身が具体的な数字を言及したことは、非常に重く受け止められた。

消費税に関しては同じ日の数時間前、自民党がマニフェストを公表し「消費税率を当面 10%にする」と発表したばかりだった。菅首相は、自民党の消費税への提言を「丸のみ」してしまった。また菅首相は、超党派の協議を前提としながらも、「超党派で困難なら民主党中心に改革案を取りまとめる」と述べ、自民党が協議のテーブルに乗ってこないことを見越したともとれる発言をしている。

民主党の呼び掛けに自民党は応じない構えだ。菅首相が「自民党の 10%を一つの参考にする」と述べたものの、明確にその水準の根拠は示していない。これに対して自民党は、マニフェストで消費税率を「当面 10%」と算出した背景について、少子化対策や年金・医療・介護の機能強化に要する費用（7 兆円）高齡化の進展に伴う今後必要な社会保障費の自然増分（初年度 1 兆円）現在、消費税以外で賄われている年金、医療、介護に掛る費用（7.3 兆円） - などとしている。自民党は、民主党と違い、はっきりと根拠を示していることを強調する。

■社会保障財源の必要性では、各党がほぼ一致

消費税について、民主、自民両党を除く各党はマニフェストなどでの積極的な言及を避けているが、急増する社会保障費への対応や、医療・介護現場の環境改善に手厚い予算措置は必要だとの認識では、ほぼ一致している。

国民新党は、政策集に「医療費純増路線への大転換」と掲げ、医師・看護師不足の解消と介護職員の待遇改善を提案している。公明党は、消費税改革は低所得者への配慮が必要で、消費税の用途は、年金、医療、介護の社会保障給付費や子育て支援のための費用に限定するよう訴えている。社民党は、公約に「消費税の引き上げはしない」と明記するものの、介護職員の待遇改善など財源面での手当が必要な施策を提示した。共産党も、「消費税の増税競争には絶対反対」と打ち出しながらも、「診療報酬と介護報酬の引き上げ」も併せて表明している。

このほか、みんなの党は「今後 3 年、増税せず行革徹底」。新党改革は、「消費税は地方

財源とした上で、福祉目的税化する」と明示。たちあがれ日本も消費税は、「社会保障目的税化」することを提言している。



みずほ情報総研 藤森克彦 主席研究員

みずほ情報総研 藤森克彦 主席研究員

『強い社会保障』で重要なのが、財源問題。税制改革では、消費税率の引き上げは不可避だ。その際、消費税の逆進性が問題になるので、低所得者に配慮した給付付き税額控除などの検討が必要になる。一方、企業は経済成長の源泉だ。日本の法人税の実効税率は他の主要先進国よりも高いので、法人税を引き下げ、企業が国際競争力を維持できる環境を整える必要がある。他方で、人件費に占める事業主の社会保険料負担割合は、他国よりも比較的低い水準にあり、引き上げの余地はある。税と社会保険料の両方をにらんで、財源をつくるべきだ。



日本総研 飛田英子 副主任研究員

日本総研 飛田英子 副主任研究員

消費税は少なくとも、目的税化しなくてはならないが、ほとんど年金に回ってしまい、医療や介護に回す余地はないのではないかと。年金、医療、介護のそれぞれの保険料に、福祉税のような目的税の負担を合わせると、収入に対する保険料・税の割合が、企業負担分を合わせて現在の約30%から、将来的には50%近くまで上昇するのは、目に見えている。負担の増加は、消費に跳ね返ってくる。経済全体がシュリンクしていくなかで、社会保障だけ元気になってもしようがない。今のまま、いたずらに税金を上げて対処しようという考え方は危険だ。

たまには太陽の子・手をつなぐ、たまにはつなぐちゃんベクトル、たまにブログたまにはチェック



大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行